

議案第10号

勝山市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により勝山市過疎地域持続的発展計画を定めたので議会の議決を求める。

令和4年6月14日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域である本市の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進したため、この案を提出する。